

事 務 連 絡
令和元年10月18日

一般社団法人日本補償コンサルタント協会担当者 殿

国土交通省土地・建設産業局総務課公共用地室

令和元年台風第19号による災害の発生に伴う
補償コンサルタント登録規程における特例措置について

令和元年台風第19号による災害の被害者の有する権利利益の保全等を図るため、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）に基づき10月18日付けで公布・施行された令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）及び同月18日付け国土交通省告示第720号（令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された令和元年台風第19号による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件。以下「特定非常災害告示」という。）に基づき、許認可の存続期間の延長等の措置が実施されることとなりました。

補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号。以下「規程」という。）においても、登録の有効期間の延長等、下記の特例措置を実施することとしますので、趣旨を十分にご理解の上、各種申請等に当たって適切に対応されますよう傘下の会員企業に対し周知いただきますようお願い致します。

記

1. 登録の有効期間の延長について

特定非常災害特別措置法第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の特定権利利益として、特定被災地域（令和元年台風第19号に際し災害救助法（昭和22年法律第

118号)が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。)内に主たる営業所を有する者が行う以下の登録(令和元年10月10日から令和2年3月30日の間に登録の有効期間が満了するものに限ることとし、令和元年10月10日までに更新の手続きが完了しているものを除く。)について、特定非常災害告示により、その有効期間の満了日を一律に令和2年3月31日に延長することとしました。

特定非常災害告示により対象となる登録

- ・ 規程第2条第1項の規定に基づく補償コンサルタントの登録

なお、特定非常災害特別措置法第3条第3項の規定により、指定された特定権利利益や対象者以外であっても、特定非常災害の被害者であり、理由を記載した書面による申し出を行った者についても対象となる場合があります。

2. 変更等の届出について

特定非常災害特別措置法第4条第2項の規定により、規程に基づく現況報告書の提出(規程第7条)及び変更等の届出(補規程第8条)、廃業等の届出(規程第10条)について、特定非常災害により本来の期限までに履行されなかった場合であっても、令和2年1月31日までに履行された場合には、当該義務の不履行による責任は問われません。